

第12号議案

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

中間市長 福田 浩

中間市総合会館条例の一部を改正する条例

中間市総合会館条例（令和2年中間市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に、「第19条」を「第20条」に、「第20条」を「第21条」に、「第24条」を「第25条」に、「第25条」を「第26条」に、「第30条」を「第31条」に、「第31条」を「第32条」に改める。

第31条を第32条とする。

第4章中第30条を第31条とし、第25条から第29条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条中「第4条から第7条まで」を「第5条から第8条まで」に、「第4条から第6条まで」を「第5条から第7条まで」に改め、第3章中同条を第25条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条中「第4条から第7条まで」を「第5条から第8条まで」に改め、第2章中同条を第20条とし、第11条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条に次の1号を加える。

（6） 障害福祉推進事業

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第1章中第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（館長）

第3条 総合会館に館長を置く。

附則に次の2項を加える。

（経過措置）

- 3 令和3年1月1日から中間市総合会館条例の一部を改正する条例（令和3年中間市条例第 号。以下「改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間になされた中間市総合会館（以下「ハピネスなかま」という。）の使用又は利用に係る許可、使用料又は利用料金の納付等であって、令和3年4月1日以後の日に係るものについては、改正条例による改正後の中間市総合会館条例（以下「新条例」という。）の定めるところによりなされたものとみなす。

（準備行為）

- 4 ハピネスなかまの使用又は利用に係る申請、使用料又は利用料の納付等であって、令和3年4月1日以後の日に係るものについては、施行日から令和3年3月31日までの間においても、新条例の定めるところにより行うことができる。

別表第1及び別表第2中「（第13条、第28条関係）」を「（第14条、第29条関係）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市総合会館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第8条)</p> <p>第2章 福祉センター (第9条—第20条)</p> <p>第3章 中央公民館 (第21条—第25条)</p> <p>第4章 指定管理 (第26条—第31条)</p> <p>第5章 補則 (第32条)</p> <p>附則</p> <p><u> (館長) </u></p> <p>第3条 <u>総合会館に館長を置く。</u></p> <p><u> (施設の設置) </u></p> <p>第4条 (略)</p> <p><u> (開館時間) </u></p> <p>第5条 (略)</p> <p><u> (休館日) </u></p> <p>第6条 (略)</p> <p><u> (入館の制限) </u></p> <p>第7条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第7条)</p> <p>第2章 福祉センター (第8条—第19条)</p> <p>第3章 中央公民館 (第20条—第24条)</p> <p>第4章 指定管理 (第25条—第30条)</p> <p>第5章 補則 (第31条)</p> <p>附則</p> <p><u> (施設の設置) </u></p> <p>第3条 (略)</p> <p><u> (開館時間) </u></p> <p>第4条 (略)</p> <p><u> (休館日) </u></p> <p>第5条 (略)</p> <p><u> (入館の制限) </u></p> <p>第6条 (略)</p>

(損害賠償等)

第8条 (略)

第2章 福祉センター

(適用範囲)

第9条 (略)

(職員)

第10条 (略)

(事業)

第11条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) (略)

(6) 障害福祉推進事業

(使用許可)

第12条

(使用の条件)

第13条 (略)

(使用料)

第14条 (略)

(使用料の免除)

第15条 (略)

(損害賠償等)

第7条 (略)

第2章 福祉センター

(適用範囲)

第8条 (略)

(職員)

第9条 (略)

(事業)

第10条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)～(5) (略)

(使用許可)

第11条

(使用の条件)

第12条 (略)

(使用料)

第13条 (略)

(使用料の免除)

第14条 (略)

(目的外使用等の禁止)

第16条 (略)

(使用許可の取消し等)

第17条 (略)

(原状回復)

第18条 (略)

(運営の委託)

第19条 (略)

(福祉センターへの準用)

第20条 第5条から第8条までの規定は、福祉センターについて準用する。

第3章 中央公民館

(適用範囲)

第21条 (略)

(区域)

第22条 (略)

(職員)

第23条 (略)

(目的外使用等の禁止)

第15条 (略)

(使用許可の取消し等)

第16条 (略)

(原状回復)

第17条 (略)

(運営の委託)

第18条 (略)

(福祉センターへの準用)

第19条 第4条から第7条までの規定は、福祉センターについて準用する。

第3章 中央公民館

(適用範囲)

第20条 (略)

(区域)

第21条 (略)

(職員)

第22条 (略)

(運営審議会)

第24条 (略)

(公民館への準用)

第25条 第5条から第8条までの規定は、公民館について準用する。
この場合において、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第4章 指定管理

(指定管理者による管理)

第26条 (略)

(指定管理者の業務)

第27条 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第28条 (略)

(利用料金)

第29条 (略)

(利用料金の還付)

第30条 (略)

(利用料金の減免)

(運営審議会)

第23条 (略)

(公民館への準用)

第24条 第4条から第7条までの規定は、公民館について準用する。
この場合において、第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第4章 指定管理

(指定管理者による管理)

第25条 (略)

(指定管理者の業務)

第26条 (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第27条 (略)

(利用料金)

第28条 (略)

(利用料金の還付)

第29条 (略)

(利用料金の減免)

第31条 (略)

第5章 補則
(委任)

第32条 (略)

附 則
(施行期日)

1 (略)

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 (略)

(経過措置)

3 令和3年1月1日から中間市総合会館条例の一部を改正する条例(令和3年中間市条例第 号。以下「改正条例」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間になされた中間市総合会館(以下「ハピネスなかま」という。)の使用又は利用に係る許可、使用料又は利用料金の納付等であって、令和3年4月1日以後の日に係るものについては、改正条例による改正後の中間市総合会館条例(以下「新条例」という。)の定めるところによりなされたものとみなす。

(準備行為)

4 ハピネスなかまの使用又は利用に係る申請、使用料又は利用料の納付等であって、令和3年4月1日以後の日に係るものについて

第30条 (略)

第5章 補則
(委任)

第31条 (略)

附 則
(施行期日)

1 (略)

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 (略)

は、施行日から令和3年3月31日までの間においても、新条例の定めるところにより行うことができる。

別表第1 (第14条、第29条関係)

(略)

別表第2 (第14条、第29条関係)

(略)

別表第1 (第13条、第28条関係)

(略)

別表第2 (第13条、第28条関係)

(略)